

徳島県告示第五百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の休止について、次のとおり届出があった。

令和七年十一月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	休 止 年 月 日
阿部整形外科	吉野川市鴨島町上下島一〇五	医療法人阿部整形外科	令和四年十一月一日
松本歯科小児矯正歯科医院	板野郡藍住町徳命字元村二一五―一	医療法人白美会	令和七年七月三十一日